

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ "

"

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

"

【公告】

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

経営支援課

○ "

"

○ 公共測量の実施

監理課

○ "

"

○ 公共測量の終了

建築指導課

○ の完了

"

○ "

"

○ "

"

【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

【教育委員会】

○ 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則及び岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

教育委員会

【正誤】

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧の正誤

耕地課

◎岡山県告示第三百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

薬局 福寿

倉敷なかしま薬局

所在地

倉敷市西坂一四八〇―一五

倉敷市中島二五四三

更新年月日

令和四年九月一日

令和四年九月一日

◎岡山県告示第三百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

きたぞの薬局 東一宮店

所在地

津山市東一宮五五―五

更新年月日

令和四年九月一日

令和4年9月9日 岡山県公報 第12429号

◎岡山県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北房井倉哲西線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市豊永佐伏字黒土田八一六番一地从先から	新見市豊永佐伏字数珠原三五六番二地先まで	新	七・七〇 四三・五	三八〇・〇
		旧	六・〇〇 一六・〇	三八〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷飽浦線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市亀山字八割六二六番一〇地先から倉敷市亀山字八割六二四番四地先まで	倉敷市亀山字八割六二六番一〇地先から倉敷市亀山字八割六二四番四地先まで	新	八・〇〇 二〇・九	二九・五
		旧	七・八〇 八・〇	二九・五

令和4年9月9日 岡山県公報 第12429号

◎岡山県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
加須山中帯 江線	倉敷飽浦線			倉敷市亀山字八割六二六番一〇地先から 倉敷市亀山字八割六二四番四地先まで 倉敷市亀山字八割六二八番二地先まで	令和四年九月九日

令和4年9月9日 岡山県公報 第12429号

〔四五〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ドラッグコスモス金光店

所在地 浅口市金光町占見新田六六番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年五月一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百三十四平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 五十五台

(2) 駐輪場の収容台数 十台

(3) 荷さばき施設の面積 二七平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 九立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和四年八月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年九月九日から令和五年一月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び浅口市産業建設部産業振興課

令和4年9月9日 岡山県公報 第12429号

〔四五二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ドラッグコスモス高梁段町店

所在地 高梁市段町九八六番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年五月一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一一六一・四三平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 四十三台

(2) 駐輪場の収容台数 十台

(3) 荷さばき施設の面積 二七平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 四・一立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 一箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和四年八月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年九月九日から令和五年一月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び高梁市産業経済部産業振興課

令和4年9月9日 岡山県公報 第12429号

〔四五二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
倉敷市真備町市場 地内	公共測量（基準点測量）	令和四年八月二十五日から 令和五年三月二十四日まで
井原市芳井町川相 地内	公共測量（三級基準点測量）	令和四年八月二十九日から 同年十一月三十日まで

令和4年9月9日 岡山県公報 第12429号

〔四五三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
倉敷市真備町辻田 地内く真備町有井 地内	公共測量（基準点測量）	令和四年八月三十日から同 年十二月十九日まで
総社市秦地内く富 原地内	公共測量（基準点測量）	令和四年八月三十日から同 年十二月六日まで
総社市富原地内く 下原地内	公共測量（基準点測量）	令和四年八月三十日から同 年十二月二十二日まで

令和4年9月9日 岡山県公報 第12429号

〔四五四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、赤磐市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市沼田地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和四年八月十九日	終了年月日

令和4年9月9日 岡山県公報 第12429号

〔四五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年九月九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字池ノ内七〇八―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山三五―一 シャーメゾンきびじA―二〇一

小野 智昭

三 許可年月日及び許可番号

令和四年二月二十八日岡山県指令建指第四一七号

〔四五六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字松ノ木三六六一―

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市秦五一七

高杉 昌稔

高杉 菜緒

三 許可年月日及び許可番号

令和四年六月三日岡山県指令建指第八九号

令和4年9月9日 岡山県公報 第12429号

〔四五七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字見延八〇六一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南二丁目二五―二〇ファイカーサ総社B―二〇五

田中 秀明

総社市宍粟六三六

住田 英子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年七月一日岡山県指令建指第一二九号

〔四五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年九月九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字見延八〇六一七、八〇六一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡八八四―二ポム・ダムールT二〇一

伴藤 守孝

三 許可年月日及び許可番号

令和四年七月一日岡山県指令建指第一三〇号

◎岡山県選管告示第六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年九月九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、二四八
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九五、二九四
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、三八〇	高 梁 市	八、〇二四
岡山市中区	四〇、二三四	新 見 市	八、〇一一
岡山市東区	二六、〇六八	備前市・和気郡	一三、三〇七
岡山市南区	四六、一四五	瀬 戸 内 市	一〇、三五四
倉敷市・都窪郡	一三四、二三二	赤 磐 市	一一、〇六九
津山市・苫田郡・勝田郡	三五、四九〇	真庭市・真庭郡	一二、五三三
玉 野 市	一六、三四一	美作市・英田郡	七、九三五
笠 岡 市	一三、二六六	浅口市・浅口郡	一二、六三一
井原市・小田郡	一四、八八五	久 米 郡	五、一六四
総 社 市	一八、八二三		

◎岡山県教育委員会規則第十号

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則及び岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月九日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則及び岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部改正)

第一条 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則(昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第十七号中「(県立学校に併置された学校の職員を除く。)」を削る。

第二十二条中「(県立学校に併置された学校の職員に係るものを除く。)」を削る。

(岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第二条 岡山県立学校の管理運営に関する規則(平成十三年岡山県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第五校長の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

〔六〕令和四年八月二十三日付け公布岡山県公告（土地改良事業施行認可申請の縦覧）に誤りがあった。

終わりから九	行
迫川丘3番樋門	誤
迫川丘3番樋門	正